

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月16日 08時50分ごろ
発生場所	広島県呉市小麗女島北北東方沖（呉港呉区） 小麗女島灯台から真方位025° 1,088m付近 （概位 北緯34° 15.0′ 東経132° 31.4′）
事故の概要	漁船みえ丸は、南西進中、また、漁船第五伸丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月26日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 みえ丸、1.2トン HS3-36502（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第五伸丸、1.1トン HS3-37812（漁船登録番号）、個人所有 第270-41671号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に凹損、ネットローラ支柱に曲損等 B 船首部ブルワークに破口、擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、定係地に向けて呉港内の漁場を発進し、約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で小麗女島北北東方沖を南西進中、左舷方から接近してきたB船と衝突した。 船長Aは、前方しか見ていなかったため、衝突するまでB船に気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、呉港内の漁場を発進し、定係地に向け、約15knの速力で北進中、その船首部と右舷方から接近してきたA船の左舷船首部とが衝突した。 船長Bは、後部甲板の操縦席に腰を掛け、前方を見ていたものの、左右の確認をしていれば良かったと本事故後に思った。
分析	A船は、船長Aが、前方を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、前方を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突

	したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南西進中、B船が北進中、船長A及び船長Bが共に周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 特定の方向のみを見ることなく、常時適切な見張りを行うこと。